

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

## 安城市条例第 9 号

### 安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和 4 4 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条の 2 第 1 0 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 5 9 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 0 条第 2 項第 2 号及び第 1 2 5 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 3 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

別表特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の項を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。